

1. 件名：サーベイランスにおける事前調整（プレコンディショニング）等について

2. 日時：令和2年12月3日 10時00分～11時10分

3. 場所：原子力規制庁2階中コア会議室（テレビ会議システムを利用）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部検査グループ

実用炉監視部門 高須統括監視指導官、平田上席監視指導官、小野上級原子炉解析専門官、久光上級原子炉解析専門官、志賀主任監視指導官、反町主任監視指導官、東原子力規制専門員

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ チームリーダー 他1名

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 課長 他2名

関西電力株式会社 原子力事業本部

原子力安全部門 安全管理グループ マネジャー 他4名

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 担当 他1名

原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。） 部長 他3名

1. 要旨

(1) ATENAから、本年10月15日の「事前調整（プレコンディショニング）に係る面談」で原子力規制庁から説明を求めていた項目について、面談資料に基づき説明があった。主な説明は、以下のとおり。

- エアランにより、ディーゼル発電機の起動時に動作する主始動弁を強制的に動作させることになるが、当該操作がサーベイランス試験、検査結果へ与える影響を評価することが困難であることから、ディーゼル発電機起動前のエアランの実施は取りやめる。
- ディーゼル発電機起動試験後にエアランを実施すると、シリンダ内の高温の排気ガスがインジケータ弁から一気に噴き出す恐れがあるため、安全上の観点からディーゼル発電機起動試験後にエアランは実施していない。

(2) 原子力規制庁より、今後実施する検査制度に関する意見交換会合に提出予定の資料案（面談資料の資料2及び3）を提示し、会合で十分な議論ができるよう読み込みを依頼した。

2. 面談資料

資料1：事前調整（プレコンディショニング）について

資料2：サーベイランスにおける事前調整（プレコンディショニング）について（原子力規制庁からの提示資料）

資料3：サーベイランスにおける実条件性能確認への対応について（原子力規制庁からの提示資料）